

瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 12 号

瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年瀬戸市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定めるもの（次条第 2 項において「老人等」という。）にあつては第 2 号から第 5 号まで、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 21 条に規定する被災者等にあつては第 3 号及び第 5 号）のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア <u>法第 23 条第 1 号イに規定する特に入居者の居住の安定を図る必要がある場合として次に掲げる場合</u> 214,000 円</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定めるもの（次条第 2 項において「老人等」という。）にあつては第 2 号から第 5 号まで、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 21 条に規定する被災者等にあつては第 3 号及び第 5 号）のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア <u>入居者が身体障害者である場合その他の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成 23 年</u></p>

政令第424号) 第1条の規定による改正
前の公営住宅法施行令 (以下この号におい
て「旧政令」という。) 第6条第4項で定
める場合 旧政令第6条第5項第1号に規
定する金額

(ア) 入居者又は同居者に次のいずれかに
該当する者がある場合

a 障害者基本法 (昭和45年法律第
84号) 第2条第1号に規定する障
害者でその障害の程度が規則で定め
る程度であるもの

b 戦傷病者特別援護法 (昭和38年
法律第168号) 第2条第1項に規
定する戦傷病者でその障害の程度が
規則で定める程度であるもの

c 原子爆弾被爆者に対する援護に関
する法律 (平成6年法律第117
号) 第11条第1項の規定による厚
生労働大臣の認定を受けている者

d 海外からの引揚者で本邦に引き揚
げた日から起算して5年を経過して
いないもの

e ハンセン病療養所入所者等に対す
る補償金の支給等に関する法律 (平
成13年法律第63号) 第2条に規
定するハンセン病療養所入所者等

(イ) 入居者が60歳以上の者であり、か
つ、同居者のいずれもが60歳以上又
は18歳未満の者である場合

(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達する
までの者がある場合

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第
3項若しくは激甚災害に対処するための特
別の財政援助等に関する法律 (昭和37年

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第
3項又は激甚災害に対処するための特別の
財政援助等に関する法律 (昭和37年法律

<p>法律第150号) 第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 <u>214,000円</u> (当該災害発生の日から3年を経過した後は、<u>158,000円</u>)</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>158,000円</u></p> <p>(3)から(5)まで <省略></p>	<p>第150号) 第22条第1項の規定による国の補助に係るものである場合 <u>旧政令第6条第5項第2号に規定する金額</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>旧政令第6条第5項第3号に規定する金額</u></p> <p>(3)から(5)まで <省略></p>
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間、この条例による改正後の瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第2号ア(イ)の規定の適用については、同号ア(イ)中「入居者が60歳以上」とあるのは「入居者が平成25年4月1日前において57歳以上」と、「いずれもが60歳以上」とあるのは「いずれもが同日前において57歳以上」とする。